

第7回 神奈川県・相模原市政令指定都市移行連絡会議

次 第

日 時 平成22年1月26日(火)
午後3時～
場 所 第5会議室(県庁新庁舎5階)

1 あいさつ

2 議 題

(1) 相模原市の政令指定都市移行に係る事務引継のワーキング報告について

(2) その他

移譲事務等の異動について

資料 1

別表 1 法令等に基づく移譲事務

() は基本協定書の権限数

| 行政分野 (大項目) | 事務の名称 (中項目) | 法令必須 | 法令任意 | 計 | 小計 |
|----------------------------------|--------------------------------|-----------------|------|-----------|--------------|
| 民生行政 | 児童福祉に関する事務 | <u>81</u> | 4 | <u>85</u> | 218 (217) |
| | 児童虐待の防止に関する事務 | 13 | 0 | 13 | |
| | 社会福祉に関する事務 | 2 | 0 | 2 | |
| | 身体障害者の福祉に関する事務 | 1 | 2 | 3 | |
| | 生活保護に関する事務 | 1 | 0 | 1 | |
| | 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務 | 65 | 2 | 67 | |
| | 発達障害者支援に関する事務 | 3 | 4 | 7 | |
| | 知的障害者の福祉に関する事務 | 1 | 2 | 3 | |
| | 障害者基本法に関する事務 | 1 | 0 | 1 | |
| | 登録免許税に関する事務 | 1 | 0 | 1 | |
| | 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する事務 | 7 | 0 | 7 | |
| | 国民生活基礎調査に関する事務 | 2 | 0 | 2 | |
| | 障害者の自立支援に関する事務 | 26 | 0 | 26 | |
| | 都市計画・ 建設行政 | 公有地の拡大の推進に関する事務 | 3 | 1 | |
| 多極分散型国土形成促進に関する事務 | | 5 | 0 | 5 | |
| 首都圏の保全区域の整備に関する事務 | | 3 | 0 | 3 | |
| 被災市街地復興特別措置法に関する事務 | | 1 | 0 | 1 | |
| 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する事務 | | 1 | 0 | 1 | |
| 都市計画に関する事務 | | 11 | 0 | 11 | |
| 土地区画整理事業に関する事務 | | 12 | 0 | 12 | |
| 都市再開発に関する事務 | | 1 | 0 | 1 | |
| 流通業務市街地の整備に関する事務 | | 3 | 0 | 3 | |
| 下水道法に関する事務 | | 3 | 0 | 3 | |
| 都市鉄道等利便増進に関する事務 | | <u>9</u> | 0 | <u>9</u> | |
| 国土利用計画に関する事務 | | 33 | 0 | 33 | |
| 国土形成計画に関する事務 | | 3 | 0 | 3 | |
| 租税特別措置法に基づく事務 | | <u>2</u> | 0 | <u>2</u> | |

| 行政分野 (大項目) | 事務の名称 (中項目) | 法令必須 | 法令任意 | 計 | 小計 |
|---------------|-----------------------------|----------|----------|----------|------------|
| 土木行政 | 公共土木施設災害復旧に関する事務 | 4 | 0 | 4 | 333 |
| | 駐車場に関する事務 | 5 | 0 | 5 | |
| | 幹線道路の沿道の整備に関する事務 | 10 | 0 | 10 | |
| | 環境影響評価に関する事務 | 4 | 0 | 4 | |
| | 軌道に関する事務 | 12 | 0 | 12 | |
| | 共同溝の整備等に関する事務 | 23 | 0 | 23 | |
| | 交通安全施設等の整備に関する事務 | 7 | 0 | 7 | |
| | 高速自動車国道に関する事務 | 4 | 0 | 4 | |
| | 自転車安全利用の促進及び駐車対策推進に関する事務 | 4 | 0 | 4 | |
| | 自転車道の整備等に関する事務 | 1 | 0 | 1 | |
| | 石油パイプラインの設置に関する事務 | 3 | 0 | 3 | |
| | 鉄道事業に関する事務 | 1 | 0 | 1 | |
| | 電線共同溝の整備等に関する事務 | 30 | 0 | 30 | |
| | 都市モノレールの整備に関する事務 | 1 | 0 | 1 | |
| | 都市再生機構に関する事務 | 1 | 0 | 1 | |
| | 踏切道の改良促進に関する事務 | 9 | 0 | 9 | |
| | 道路の修繕に関する事務 | 6 | 0 | 6 | |
| | 道路運送に関する事務 | 4 | 0 | 4 | |
| | 道路交通に関する事務 | 4 | 0 | 4 | |
| | 道路整備費の財源に関する事務 | 2 | 0 | 2 | |
| | 道路整備特別措置に関する事務 | 35 | 0 | 35 | |
| | 道路に関する事務 | 158 | 1 | 159 | |
| | 有線テレビジョンに関する事務 | 2 | 0 | 2 | |
| 有線ラジオに関する事務 | 2 | 0 | 2 | | |
| 文教行政 | 地方教育行政の組織及び運営に関する事務 | 5 | 0 | 5 | 21 (22) |
| | 文化財保護に関する事務 | 12 | 0 | 12 | |
| | 教育公務員特例法に関する事務 | 3 | 0 | 3 | |
| | 地方青少年問題協議会に関する事務 | 0 | 1 | 1 | |
| 環境保全行政 | 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する事務 | 11 | 0 | 11 | 11 |
| 保健衛生行政 | 動物の愛護に関する事務 | 48 | 0 | 48 | 48 |

| 行政分野 (大項目) | 事務の名称 (中項目) | 法令必須 | 法令任意 | 計 | 小計 |
|----------------|-------------------------------|-----------|------|-----------|------------|
| 産業・経済 行政 | 工場立地に関する事務 | 10 | 0 | 10 | 69 |
| | 大規模小売店舗の立地に関する事務 | 32 | 0 | 32 | |
| | 中小企業支援に関する事務 | 0 | 7 | 7 | |
| | 中小企業の新たな事業活動の促進に関する事務 | 4 | 0 | 4 | |
| | 中小企業基盤整備機構に関する事務 | 0 | 1 | 1 | |
| | 卸売市場に関する事務 | 3 | 0 | 3 | |
| | 国民生活安定緊急措置に関する事務 | 5 | 0 | 5 | |
| | 生活関連物資等の買占め等に関する事務 | 7 | 0 | 7 | |
| その他行政 | 災害弔慰金の支給に関する事務 | 1 | 0 | 1 | 65 (65) |
| | 武力攻撃事態等における国民の保護に関する事務 | 33 | 0 | 33 | |
| | 地方行政連絡会議に関する事務 | 1 | 0 | 1 | |
| | 地方公営企業に関する事務 | 3 | 0 | 3 | |
| | 地方交付税に関する事務 | 1 | 0 | 1 | |
| | 地方債に関する事務 | 1 | 0 | 1 | |
| | 地方独立行政法人に関する事務 | 3 | 0 | 3 | |
| | 地方公共団体の財政の健全化に関する事務 | 1 | 0 | 1 | |
| | 地方公務員災害補償基金に関する事務 | 4 | 0 | 4 | |
| | 人事委員会に関する事務 | 1 | 0 | 1 | |
| | 公安委員に関する事務 | 1 | 0 | 1 | |
| | 当せん金付証券に関する事務 | 15 | 0 | 15 | |
| | 法令移譲事務 計 | | 831 | 25 | |
| 要綱等 | 国の要綱・通知等に基づく事務 | | | 127 | (128) |
| 法令等に基づく移譲事務 合計 | | | | 983 | (973) |

別表2 事務の処理の特例に関する条例による移譲事務

() は基本協定書の項目数

| 事務の名称 | 項目数 |
|--|-------------------|
| 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に関する事務 | 8 |
| 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に関する事務 | 6 |
| 医療法に関する事務 | 36 |
| 国有財産法に関する事務 | 1 |
| 県有財産規則に関する事務 | 1 |
| <u>都市計画法に関する事務</u> | <u>0</u> (1) |
| <u>租税特別措置法施行令に関する事務</u> | <u>8</u> (6) |
| 不動産登記法に関する事務 | 1 |
| <u>特定非営利活動促進法に関する事務</u> | <u>36</u> (18) |
| 温泉法に関する事務 | 2 |
| 合計 | 99 (80) |

別表3 県単独事業

| 番号 | 事務名 |
|-----------|--|
| 1 | 福祉バス運行事業 |
| 2 | 一般乗合自動車運賃割引証発行事務 |
| 3 | 精神障害者入院医療援護金の交付 |
| 4 | 障害者歯科診療推進事業 |
| 5 | 神経難病患者緊急一時入院病床確保事業 |
| 6 | 被爆者援護／被爆者はり・きゅう・マッサージ施術補助 |
| 7 | 被爆者援護／被爆者のこどもに対する医療費支給 |
| 8 | 神奈川県（県域）、横浜市、川崎市の3県市の協調による精神科救急医療体制の実施 |
| 9 | 精神科救急医療体制身体合併症転院事業 |
| 10 | 乳幼児精密健康診査に関する神奈川県医師会との委託契約 |
| 11 | 地域小規模児童養護施設運営費補助 |
| 12 | 民間社会福祉施設運営費補助金 |
| 13 | 民間社会福祉施設整備借入償還金補助金 |
| 14 | 児童福祉施設等関係団体との連絡調整 |
| 15 | 施設入所児童処遇費 |
| 16 | 家庭養育支援事業 |
| 17 | 神奈川県在宅心身障害児検診相談事業 |
| 18 | 障害児地域療育促進事業 |
| 19 | 障害児処遇委託費 |
| 20 | 神奈川県精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金（県単） |
| 21 | 療育手帳交付事務（県要綱事務） |
| 22 | 神奈川県自閉症・発達障害支援事業 |
| 23 | 外国籍県民等福祉給付金助成事業補助金 |
| 24 | 救急医療機関外国籍県民対策費補助（県単分三次救急医療機関のみ） |
| 25 | 被虐待児個別支援事業 |
| 26 | 大規模小売店舗の立地に関する説明会開催計画書の受理 |
| 27 | 大規模小売店舗の立地に関する説明会実施状況報告書の受理 |
| 28 | 大規模小売店舗立地審議会の運営等に関する事務 |
| 29 | 大規模小売店舗立地審議会委員任命に関する事務 |
| 30 | 県立青野原診療所、県立千木良診療所、県立藤野診療所※ |
| 31 | 津久井赤十字病院建設借入金償還補助 |
| <u>32</u> | 私立幼稚園新採用教員研修会の実施 |

（基本協定書の項目数:31）

別表1 法令等に基づく移譲事務（変更項目）

【追加項目】

大項目：民生行政に関する事務

中項目：児童福祉に関する事務

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|----|-------|-------------|-------|--------|
| 42 | 法令必須 | 児童自立生活援助の実施 | 児童福祉法 | 第33条の6 |

【変更理由】

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年12月公布）が施行（平成21年4月1日施行）されたため

大項目：都市計画・建設行政に関する事務

中項目：都市鉄道等利便増進に関する事務

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|----|-------|---|--------------|-------|
| 1 | 法令必須 | 交通結節機能高度化構想の作成、並びに、国土交通大臣に協議し、同意を得ること。 | 都市鉄道利便増進法 | 第12条① |
| 2 | 法令必須 | 交通結節機能高度化構想の変更に係る、国土交通大臣の同意を得ること。 | 都市鉄道利便増進法 | 第12条④ |
| 3 | 法令必須 | 交通結節機能高度化構想に係る交通結節機能の高度化を図るため、駅施設の整備を駅周辺施設の整備と一体的に行うために必要な協議を行うための協議会を組織すること。 | 都市鉄道利便増進法 | 第13条① |
| 4 | 法令必須 | 第13条①の協議を行う旨を協議会構成員に通知すること。 | 都市鉄道利便増進法 | 第13条③ |
| 5 | 法令必須 | 協議会を組織するときの公表 | 都市鉄道利便増進法 | 第13条⑥ |
| 6 | 法令必須 | 協議会による交通結節機能高度化計画の作成並びに国土交通大臣の認定を申請すること。 | 都市鉄道利便増進法 | 第14条① |
| 7 | 法令必須 | 第14条①に規定する構成員が、認定を受けた交通結節機能高度化計画を変更するときに、国土交通大臣の認定を受けること。 | 都市鉄道利便増進法 | 第14条⑫ |
| 8 | 法令必須 | 交通結節機能高度化構想提案の協議の諾否を公表すること。 | 都市鉄道利便増進法 | 第22条② |
| 9 | 法令必須 | 道路管理者による施行令第2条①の意見提出に係る所管地方議会の議決を経ること。 | 都市鉄道利便増進法施行令 | 第2条② |

【変更理由】

新たに移譲事務であることを確認したため

中項目：租税特別措置法に基づく事務

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|----|-------|--------------------|------------|---------------------------------|
| 1 | 法令必須 | 特定住宅用地の譲渡の認定にかかる審査 | 租税特別措置法施行令 | 第19条⑪、第38条の5⑨、第39条の98⑨ |
| 2 | 法令必須 | 土地の譲渡予定価額の申出にかかる審査 | 租税特別措置法施行令 | 第19条⑫第4号、第38条の5⑩第4号、第39条の98⑩第2号 |

【変更理由】

新たに移譲事務であることを確認したため

大項目：その他行政に関する事務

中項目：地方公共団体の財政の健全化に関する事務

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|----|-------|-------------------|---------------------|-------|
| 1 | 法令必須 | 健全化判断比率等の総務大臣報告義務 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律 | 第3条③ |

【変更理由】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月公布）が施行（平成21年4月1日施行）されたため

【削除項目】

大項目：文教行政に関する事務

中項目：地方教育行政の組織及び運営に関する事務

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|----|-------|------------------|-------|-------|
| 旧6 | 法令必須 | 県費負担教職員の懲戒に関する事務 | | |

【変更理由】

旧（基本協定書（以下同じ））2番『県費負担教職員の任免、給与の決定、退職及び懲戒』との統合のため

大項目：その他行政に関する事務

中項目：武力攻撃事態等における国民の保護に関する事務

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|----|-------|---|------------------------------|----------|
| 旧5 | 法令必須 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく応急仮設住宅の供給 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 | 第75条①第1号 |

【変更理由】

旧4番『避難住民等に対する救援の実施』との統合のため

要綱等に関する事務

【追加項目】

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|----|-------|---------------------------------|--|-------|
| 19 | 要綱等 | 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への市選手団の派遣に関する事務 | 全国健康福祉祭開催要綱（昭和62年10月17日厚生省発政第22号厚生大臣官房長（全国健康福祉祭推進委員長）通知） | |

【変更理由】

新たに移譲事務であることを確認したため

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|----|-------|-----------------|--|-------|
| 31 | 要綱等 | 認知症疾患医療センター運営事業 | 認知症疾患医療センター運営事業実施要綱について（平成21年4月22日障発第0422003号）別紙 認知症疾患医療センター運営事業実施要綱 | |

【変更理由】

新たに移譲事務であることを確認したため

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|----|-------|---------------|---|-------|
| 44 | 要綱等 | 精神科救急医療体制整備事業 | 精神科救急医療体制整備事業実施要綱（平成20年5月26日障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） | |

【変更理由】

旧43番『精神科救急医療システム整備事業』及び旧44番『24時間精神医療相談事業』を廃止し事業変更したため

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|-----|-------|-------------------------------|--------------------|-------|
| 119 | 要綱等 | 住宅・建築物耐震改修等事業の補助金に関する事務（指導監督） | 住宅・建築物耐震等事業補助金交付要綱 | 第10 |
| 120 | 要綱等 | 住宅・建築物耐震改修等事業の補助金に関する事務（書類経由） | 住宅・建築物耐震等事業補助金交付要綱 | 第28 |

【変更理由】

新たに移譲事務であることを確認したため

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|-----|-------|--|---|-------|
| 122 | 要綱等 | スクールカウンセラー等活用事業（子どもと親の相談員、生徒指導推進協力員、電話相談事業を含む） | 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 スクールカウンセラー等活用事業実施要領 | |

【変更理由】

旧120番『スクールカウンセラー配置事業』、同121番『子どもと親の相談員配置事業』及び旧122番『生徒指導推進協力員配置事業』を廃止し事業変更したため

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|-----|-------|-------------------|---|-------|
| 123 | 要綱等 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領 | |

【変更理由】

要綱制定に伴う新規事業のため

【削除項目】

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|-----|-------|------------|------------------|----------|
| 旧15 | 要綱等 | 事業実施計画書の作成 | 食の安全・安心確保交付金実施要綱 | 第3の2の(1) |

【変更理由】

要綱廃止のため

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|-----|-------|-----------------|---|-------|
| 旧43 | 要綱等 | 精神科救急医療システム整備事業 | 精神科救急医療システム整備事業の実施について（平成7年10月27日健医発第1321号各都道府県知事あて厚生省保健医療局長通知） | |

【変更理由】

要綱廃止のため

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|-----|-------|--------------|---|-------|
| 旧44 | 要綱等 | 24時間精神医療相談事業 | 精神科救急情報センターにおける24時間精神医療相談事業実施要領（平成14年3月27日障精発第0327002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知） | |

【変更理由】

要領廃止のため

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|------|-------|----------------|--|-------|
| 旧120 | 要綱等 | スクールカウンセラー配置事業 | 教員研修事業費等補助金（スクールカウンセラー活用事業補助）交付要綱 | |
| 旧121 | 要綱等 | 子どもと親の相談員配置事業 | 「子どもと親の相談員」等活用調査研究委託要綱（文部科学省は、平成19年4月2日付けで同要綱を改定し、指定都市教育委員会にも委託することとした。） | |
| 旧122 | 要綱等 | 生徒指導推進協力員配置事業 | 「子どもと親の相談員」等活用調査研究委託要綱（文部科学省は、平成19年4月2日付けで同要綱を改定し、指定都市教育委員会にも委託することとした。） | |

【変更理由】

要綱廃止のため

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|------|-------|---|---------------------------------|-------|
| 旧124 | 要綱等 | 学校関係者評価（外部評価）の充実と自己評価の改善・設置者等による支援の改善を図るための実践研究 | 義務教育の質の保証に資する学校評価システム構築事業実施委託要綱 | |

【変更理由】

要綱廃止のため

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|------|-------|------------------------|------------------------------|-------|
| 旧126 | 要綱等 | 小学校における英語活動等国際理解活動推進事業 | 小学校における英語活動等国際理解活動推進事業実施委託要綱 | |

【変更理由】

要綱廃止のため

事務の処理の特例に関する条例による移譲事務

租税特別措置法施行令に関する事務

【追加項目】

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|----|-------|--|------------|-----------|
| 53 | 特例条例 | 租税特別措置法施行令第20条の2⑬の規定により、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に関して、中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業が、同項に規定する要件を満たすものであることを認定する。 | 租税特別措置法施行令 | 第20条の2⑬ |
| 59 | 特例条例 | 租税特別措置法施行令第39条の106②の規定により、特定の資産の買換えの場合の課税の特例に関して、中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業が、同項に規定する要件を満たすものであることを認定すること。 | 租税特別措置法施行令 | 第39条の106② |
| 60 | 特例条例 | 租税特別措置法施行令第39条の106第4項の規定により、特定の資産の買換えの場合の課税の特例に関して、資産の譲渡をした連結法人について、中高層耐火建築物等の取得が困難である特別な事情があるものとして認定すること。 | 租税特別措置法施行令 | 第39条の106④ |

【削除項目】

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|-----|-------|---------------------------------------|------------|-------|
| 旧59 | 特例条例 | 特定の民間再開発事業等に関し租税特別措置法施行令の施行に必要な事務を行う。 | 租税特別措置法施行令 | |

【変更理由】

旧59番の事務を根拠条項ごとに53番、59番及び60番として明確に表記したため

特定非営利活動促進法に関する事務

【追加項目】

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|----|-------|---|----------------|---------|
| 65 | 特例条例 | 設立登記完了の届出の受理(法第39条第2項において準用する場合を含む) | 特定非営利活動促進法 | 第13条② |
| 66 | 特例条例 | 仮理事の選任 | 特定非営利活動促進法 | 第17条の3 |
| 67 | 特例条例 | 特別代理人の選任 | 特定非営利活動促進法 | 第17条の4 |
| 68 | 特例条例 | 不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実についての監事からの報告の受付 | 特定非営利活動促進法 | 第18条 |
| 72 | 特例条例 | 所轄庁変更を伴う定款変更の申請の受付及び送付 | 特定非営利活動促進法 | 第26条① |
| 73 | 特例条例 | 所轄庁変更を伴う定款変更に係る事務引継 | 特定非営利活動促進法 | 第26条③ |
| 78 | 特例条例 | 清算人就任の届出の受理 | 特定非営利活動促進法 | 第31条の8 |
| 80 | 特例条例 | 法人の解散及び清算に係る裁判所から意見の求め、調査の囑託 | 特定非営利活動促進法 | 第32条の2③ |
| 81 | 特例条例 | 法人の解散及び清算に係る裁判所への意見 | 特定非営利活動促進法 | 第32条の2④ |
| 87 | 特例条例 | 改善命令を経ない認証の取消し | 特定非営利活動促進法 | 第43条② |
| 89 | 特例条例 | 法人の成立要件等に疑義がある場合の警視総監又は道府県警察本部長からの意見の受付(法第12条の2において準用する場合を含む) | 特定非営利活動促進法 | 第43条の3 |
| 90 | 特例条例 | 法第29条第2項の閲覧に係る書類の写しの送付の受理 | 特定非営利活動促進法 | 第44条① |
| 91 | 特例条例 | 特定非営利活動法人の設立認証申請 | 特定非営利活動促進法施行条例 | 第2条① |
| 92 | 特例条例 | 定款の変更の認証申請 | 特定非営利活動促進法施行条例 | 第5条 |
| 93 | 特例条例 | 閲覧の用に供する書類の提出 | 特定非営利活動促進法施行条例 | 第7条 |
| 94 | 特例条例 | 成功の不能による解散の認定申請 | 特定非営利活動促進法施行条例 | 第9条 |
| 95 | 特例条例 | 残余財産の譲渡の認証申請 | 特定非営利活動促進法施行条例 | 第10条 |
| 96 | 特例条例 | 合併の認証申請 | 特定非営利活動促進法施行条例 | 第11条① |
| 97 | 特例条例 | 情報の提供に係る閲覧 | 特定非営利活動促進法施行条例 | 第12条 |

【変更理由】

法令改正による事務の分割を踏まえ、移譲事務の追加を行ったため

【削除項目】

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|-----|-------|-------------------------|------------|--------|
| 旧64 | 特例条例 | 暴力団の疑いがある場合の県警本部長への意見聴取 | 特定非営利活動促進法 | 第12条の2 |

【変更理由】

旧78番『暴力団の疑いがある場合の県警本部長への意見聴取』との統合のため

都市計画法に関する事務

【削除項目】

| 番号 | 事務の区分 | 事務内容 | 根拠法令等 | 根拠条項等 |
|-----|-------|-------------------------------|-------|-------|
| 旧53 | 特例条例 | 都市計画法に基づく公聴会の公述申出に係る書類の受理及び送付 | 都市計画法 | 第16条 |

【変更理由】

全市町村に移譲済みの事務であることを確認したため

県単独事業

【追加項目】

| 番号 | 事業名 |
|----|------------------|
| 32 | 私立幼稚園新採用教員研修会の実施 |

【変更理由】

新たに移譲事務であることを確認したため

確認事項について

資料 2

大項目： 民生行政に関する事務

中項目： 児童福祉に関する事務

| 移譲事務の内容 | 確認事項 |
|--|---|
| 児童の一時保護施設において行う児童の一時保護に関する事務 | 地方自治法に基づき、市は児童の一時保護に関する事務を県に委託し、県はこれを受託する。 |
| 里親の認定 | 平成22年4月1日までに里親の認定等の事務が完了していない者について、同日前までに知事になされた手続その他の行為は、市長になされたものとみなし、市長が里親の認定等の事務を行う。 |
| 児童福祉審議会(条例の定めにより地方社会福祉審議会に児童福祉に関する審議をさせる場合を除く。)の設置 | 平成22年4月1日前の、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例(県の機関が関与したものに限る。)についての分析及び調査研究については、引き続き、知事が必要な組織を設置して行う。 |
| 市が設置する児童福祉施設の知事の報告聴取、質問検査、改善命令、業務停止命令等の非適用 | 県は市が設置する児童福祉施設の指導監査等を行わない。 |

中項目： 身体障害者の福祉に関する事務

| 移譲事務の内容 | 確認事項 |
|---------------|--|
| 身体障害者更生相談所の設置 | 平成22年4月1日前に県に対して行われた申請その他の行為のうち、判定等の事務が完了していないものについては、市に対してなされたものとみなし、市が事務を行う。 |

中項目： 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務

| 移譲事務の内容 | 確認事項 |
|--------------------|--|
| 精神障害者保健福祉手帳の判定及び交付 | 平成22年4月1日前に受理した新規申請については、知事が判定及び交付を行う。 |

中項目： 知的障害者の福祉に関する事務

| 移譲事務の内容 | 確認事項 |
|---------------|--|
| 知的障害者更生相談所の設置 | 平成22年4月1日前に県に対して行われた申請その他の行為のうち、判定等の事務が完了していないものについては、市に対してなされたものとみなし、市が事務を行う。 |

中項目： 障害者の自立支援に関する事務

| 移譲事務の内容 | 確認事項 |
|--------------------------|---|
| 自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定及び交付 | 平成22年4月1日前に受理した新規申請及び再承認申請については、知事が支給認定及び交付を行う。 |

大項目： 都市計画・建設行政に関する事務

中項目： 多極分散型国土形成促進に関する事務

| 移譲事務の内容 | 確認事項 |
|---------------------|---|
| 業務核都市基本構想の作成、変更、実施等 | 指定都市が都県にかわって事務を行うことができるのは、業務核都市の全部が指定都市の区域に含まれる場合である。既に指定を受けている町田・相模原市業務核都市基本構想に関する事務は2市にまたがるため、引き続き県が行う。 |

大項目： 土木行政に関する事務**中項目： 道路に関する事務**

| 移譲事務の内容 | 確認事項 |
|---|---|
| 道路管理瑕疵に起因する賠償責任 | 平成22年4月1日前に県が管理していた道路（一般国道、県道）において、その管理に瑕疵があったことに起因して発生した事故等について、その賠償責任を負うものについて交渉中の案件は県が継続して処理する。 また平成22年度以降に遡りて求償があった場合の処理も県が対応する。 |
| 区域の境界にある指定区間外の一般国道又は県道について別の管理方法を定めるための協議 | 県市間の区域の境界にある指定区間外の一般国道又は県道の管理区分については、現在の土木事務所管理区分を原則として、別途県と市で協定書を締結する。 |
| 都市計画道路相模原二ツ塚線整備事業の取扱について | 平成22年4月1日以降は、相模原市域分について市が事業主体となる。 なお、事業の進め方については、別途協議する。 |

大項目： 文教行政に関する事務**中項目： 地方教育行政の組織及び運営に関する事務**

| 移譲事務の内容 | 確認事項 |
|------------------------------|--|
| 初任者研修に係る非常勤講師の派遣に関する事務 | 平成22年4月1日以降の初任者研修に係る非常勤講師については、市負担により市が派遣する。 |
| 教職員の異動に関する事務 | 平成22年4月1日の教職員の異動に関する事務は、県の決定に基づき、市が発令等の事務を行う。 |
| 管理職の登用及び候補者選考に関する事務 | 平成22年4月1日の市の管理職登用は、県の管理職候補者名簿の中から県の決定に基づき、市が発令等の事務を行う。 |
| 給与の決定に関する事務 | 市は、初任給、昇格、昇給等に係る給与の決定等に当たって、県との均衡を失しないように行い、給与の決定等を行った場合は、県に報告する。 |
| 退職手当の決定に関する事務 | 市は、退職手当の決定に当たって、県との均衡を失しないように行い、退職手当について、県に協議又は報告する。 |
| 勤務評定に関する事務 | 市は、県の規則及び要綱に基づき勤務評定を実施し、県に報告するものとする。 |
| 指導不適切な教員認定等に関する事務 | 平成22年4月1日以降は、市が指導不適切な教員の認定等に関する事務を行う。なお、平成22年3月31日までに県が指導不適切な教員と認定した教員については、平成22年4月1日以降、市が認定するものとして、市が必要な措置を講ずる。 |
| 在外教育施設派遣に関する事務 | 平成22、23年度の在外教育施設派遣に係る選考については、県が実施済みである。平成24年度以降の在外教育施設派遣に係る選考については、県と市が派遣人数等を協議の上、市が行う。なお、平成22年4月1日以降の在外教育施設派遣教員に係る事務は、市が行う。 |
| 大学院派遣選考に関する事務 | 平成22年4月1日における市の大学院派遣に係る選考については、県が行い、発令等の事務は市が行う。平成22年4月2日以降の市の大学院派遣に係る選考及び事務については、県と市が派遣人数を協議の上、市が行う。 |
| 大学院修学休業、自己啓発休業及び自己啓発休職に関する事務 | 市は、大学院修学休業等の承認又は許可に係る給与について、県に報告する。 |
| 健康審査会に関する事務 | 平成22年4月1日以降の市の復職等に関する基準について、市は県との均衡を失しないようにする。 |
| 公務災害等に関する事務 | 公務災害及び通勤災害に関する事務は、市が行う。 |
| 学校事務職員・学校栄養職員の採用に関する事務 | 平成22年4月1日の市の新規採用は、県の採用候補者名簿の中から県の決定に基づき、市が発令等の事務を行う。平成22年4月2日以降の市の採用は、市が行う。 |

中項目：文化財保護に関する事務

| 移譲事務の内容 | 確認事項 |
|--|--|
| 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出受理 | 平成22年4月1日以降、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出受理事務については、市は、3か月毎に県に報告する。 |
| 土木工事等を行う事業者への発掘調査の実施その他の指示 | 平成22年4月1日以降、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出受理事務については、市は、3か月毎に県に報告する。 |
| 遺跡の発見に関する届出受理 | 平成22年4月1日以降、遺跡発見に関する事務については、市は、3か月毎に県に報告する。 |
| 遺跡の発見に関する現状変更行為の停止・禁止命令、期間の延長 | 随時、市は、県に報告する。 |
| 現状変更行為の禁止等に係る関係地方公共団体の意見聴取 | 随時、市は、県に報告する。 |
| 遺跡の発見に関する届出が出されなかった場合の措置命令 | 随時、市は、県に報告する。 |
| 遺跡の発見の届出に対し、遺跡の保護上の必要な指示 | 平成22年4月1日以降、遺跡発見に関する届出受理事務については、市は、3か月毎に県に報告する。 |
| 遺跡の発見に関する現状変更行為の停止・禁止命令、期間の延長の際の聴聞 | 随時、市は、県に報告する。 |
| 遺跡の発見に関する命令による損失に対する補償 | 随時、市は、県に報告する。 |
| 遺跡の発見に関する命令による損失に対する補償額の決定 | 随時、市は、県に報告する。 |
| 遺跡の発見に関する命令による損失に対する補償額の増額請求の訴えにおける被告 | 随時、市は、県に報告する。 |
| 非常災害等の事由により事前の届出を要しない場合の発掘を行った者からの事後の届出の受理 | 随時、市は、県に報告する。 |

中項目：教育公務員特例法に関する事務

| 移譲事務の内容 | 確認事項 |
|---------------------------|---|
| 学校事務職員・学校栄養職員の昇任・昇格に関する事務 | 平成22年4月1日における昇任及び昇格については、県の決定に基づき、市が行う。平成22年4月2日以降の昇任及び昇格については、市が県との均衡を失しないように行う。 |
| 教員採用選考に関する事務 | 平成22年4月1日における市の教員の新規採用については、県の採用候補者名簿の中から県の決定に基づき、市が発令等の事務を行う。 |
| | 教員採用選考試験については、平成24年度を限度として県と市が共同で実施する。上記期間において県と市の共同実施から市の単独実施に移行する場合には、あらかじめ県と市で協議を行う。 |
| | 共同で実施する教員採用選考事務に係る経費負担については、教員採用選考に要した経費全体について、県と市の採用予定者数により按分した経費をそれぞれ負担することを原則とする。 |
| | 共同で実施する教員採用選考試験における採用候補者名簿については、県と市の共同で作成する。 |

| | |
|----------------------------|-------------------------------|
| 市が設置する幼稚園等の教諭等の新規採用者研修の実施 | 平成22年4月1日以降は市の要綱等に基づいて市が実施する。 |
| 市が設置する幼稚園等の教諭等の10年経験者研修の実施 | 平成22年4月1日以降は市の要綱等に基づいて市が実施する。 |

大項目：保健衛生行政に関する事務

中項目：動物の愛護に関する事務

| 移譲事務の内容 | 確認事項 |
|--|--|
| 動物取扱業の登録、種別の変更等の届出の受理 | 年度をまたぐ手数料徴収事務については、平成22年4月1日前に県に申請があり、以降に市が登録を行う場合の手数料は県の歳入とし、その徴収事務は県が行う。 |
| 特定動物の飼養及び保管の許可 飼養又は保管する特定動物の種類等の変更の許可 | 年度をまたぐ手数料徴収事務については、平成22年4月1日前に県に申請があり、以降に市が登録を行う場合の手数料は県の歳入とし、その徴収事務は県が行う。 |

大項目：産業・経済行政に関する事務

中項目：大規模小売店舗の立地に関する事務

| 移譲事務の内容 | 確認事項 |
|--------------------------------|--|
| 大規模小売店舗の新設をする者からの届出の受理 | 届出の受理後の手続中に平成22年4月1日を越えた場合、その後の事務は市長が処理する。 |
| 法施行の際現に大規模小売店舗を設置している者の変更届出の受理 | 届出の受理後の手続中に平成22年4月1日を越えた場合、その後の事務は市長が処理する。 |
| 法5条①による届出に係る届出事項の変更届の受理 | 届出の受理後の手続中に平成22年4月1日を越えた場合、その後の事務は市長が処理する。 |
| 基準面積以下とする旨の届出の受理 | 届出の受理後の手続中に平成22年4月1日を越えた場合、その後の事務は市長が処理する。 |

大項目：その他行政に関する事務

中項目：地方公務員災害補償基金に関する事務

| 移譲事務の内容 | 確認事項 |
|----------------------------------|--|
| 負担金算定、第三者加害事案の求償権行使、公務災害防止事業の実施等 | 次の事務で、処理が平成22年4月1日以後となるものは、県（支部）において処理する。 ①各種補償又は福祉事業費で、その支払うべき金額が施行日前に決定しているものの支払事務 ②施行日前に県（支部）が補償を完了した事案の求償事務 ③施行日前に行われた収入若しくは支出に係る誤納金又は誤払い金の処理事務 |

中項目：当せん金付証券に関する事務

| 移譲事務の内容 | 確認事項 |
|---------------|--|
| 当せん金付証券に関する事務 | 宝くじ発売による収益金の市への配分は、県全体の収益金の6%とする。なお、県と県内政令市間での平成25年度以降の配分率については、3年に一度、直近3ヶ年の販売実績に基づき見直しを行う予定である。 |

要綱等に関する事務

| 移譲事務の内容 | 確認事項 |
|--------------------------------|---|
| 要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付原資費用負担 | 貸付原資負担については、貸付申込者への貸付金送金日より、平成22年4月1日前は県が、以降は市が負担する。 また、申込者からの償還分は、原則、県と市の原資負担割合に応じ精算する。 |
| 県障害者スポーツ大会の開催 | 開催形式は、県と市の合同又は共催によるものとし、大会の運営にあたっての費用負担や役割分担に関する覚書を県と市で別途締結する。 |
| 知的障害者療育手帳交付事業に関する事務 | 平成22年4月1日前に、県療育手帳制度実施要綱に基づき、市内に住所を有する者により知事に対して行われた申請その他の行為で、市が制定する要綱の施行の際、現に効力を有するものは、市要綱の相当する規定によりなされたものとみなす。 |
| 心身障害者扶養共済掛金等（掛金、年金、脱退一時金、弔慰金） | 市が分担する特別調整費については、県、市及び独立行政法人福祉医療機構の三者で調整し決定することとし、負担する割合等に関する覚書を県と市で別途締結する。また、加入者に対しては、県と市の連名、または個々に通知を送付し周知する。 |
| 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手団の派遣に関する事務 | 市は、平成23年度の熊本大会から市選手団を募集選定及び派遣することとし、それまでの間、県は従前どおりの取扱いとする。 |
| 認知症対策普及・相談・支援事業 | キャラバン・メイト養成研修事業は、平成22年度まで県が実施し、平成23年度以降は市において実施する。 |
| 認知症疾患医療センター運営事業 | 県は、老人性認知症センター運営事業（本事業の前身事業）を平成22年度まで従前どおり実施するものとし、市は、認知症疾患医療センターの設置検討を行う。 |

県の事務処理特例条例による事務

| 移譲事務の内容 | 確認事項 |
|-------------|--|
| 医療法人の定款等の閲覧 | 平成22年4月1日前に県に提出された市内の医療法人に係る書類の閲覧に関しては、県が閲覧請求を受ける。 |

県単独事業

| 移譲事務の内容 | 確認事項 |
|----------------------------------|---|
| 福祉バス運行事業 | 県と受託事業者間の契約が平成23年7月31日までであるため、その間は市民は現行どおり県の福祉バスを利用できるものとする。なお、利用にあたっての費用負担に関する覚書を県と市で別途締結する。 |
| 県立青野原診療所、県立千木良診療所及び県立藤野診療所に関する業務 | 県から市への円滑な事務移譲に向け、県立3診療所の移譲に関する覚書を県、日本赤十字社、市の三者で別途締結する。 |